

著作権法の概要と 平成30年改正のポイント

平成30年に「著作権法の一部を改正する法律」などが成立し、多くの規定は平成31年1月1日より施行されています。また、「TPP11」の発効に伴い、著作権の保護期間は50年から70年に大幅に延長されました。

そこで、この機会に改めて「著作権法の概要」と「平成30年改正のポイント」について学び、貴社事業のご発展にご活用いただきたいと存じます。

※2019年6月14日のセミナーの追加開催分となります。同内容となりますので、ご留意ください。

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 程 | 2019年6月20日(木) 14:00~16:00 |
| 2. 会 場 | 文京シビックセンター 地下2階 産業とくらしプラザ 研修室A・B
(最寄駅：大江戸線・三田線 春日駅、丸の内線・南北線 後樂園駅 直結) |
| 3. 講 師 | 矢口和彦氏 (弁理士・東京商工会議所文京支部 事務局長)
プロフィール：1985年3月早稲田大学法学部卒業。同年4月東京商工会議所勤務。品川支部事務局次長、葛飾支部事務局長、労働担当課長、大田支部事務局長を経て、2016年4月より文京支部事務局長。この間、葛飾ブランド「葛飾町工場物語」の創設や、大田ブランド「OOQ」の運営に参画。2008年弁理士試験合格。2009年弁理士登録。 |
| 4. 講義内容 | ○ 著作権法の概要(著作物とは、職務著作、著作者の権利、権利制限規定など)
○ 平成30年著作権法の一部を改正する法律のポイント(デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定整備、教育の情報化に対応した権利制限規定整備、障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定整備、アーカイブ利用促進に関する権利制限規定整備) |
| 5. 対 象 | 中小企業・小規模事業者経営者など |
| 6. 定 員 | 40名(定員になり次第、締め切りとさせていただきます) |
| 7. 受講料 | 無 料 |
| 8. 申込方法 | 以下の返信欄に必要事項を記入の上、F a xにてお申込下さい。
※受講券等は発行いたしませんので、当日直接会場へお越しください。定員超過時のみご連絡いたします。 |

【本件担当】東京商工会議所文京支部 TEL：3811-2683 e-mail：bunkyo@tokyo-cci.or.jp
〒112-0003 文京区春日1-16-21 文京シビックセンターB2F (担当：松尾)

【6/20 知財セミナー(著作権法の概要&改正のポイント)・参加申込書】

貴社名	TEL	—
	FAX	—
所在地	〒 —	
役 職	従業員数	
氏 名		

※ご記入いただいた内容は、本セミナーに関する連絡・通知にのみ利用いたします。ご不明な点は、担当者までご連絡ください。
※今後 FAX でのご案内が不要の方は、番号をご記入の上ご返信下さい。【FAX 番号： — — 】

FAX：03-3811-2820にご返送ください